

○京丹後市立病院改革プランに係る有識者会議設置要綱

平成28年9月8日

告示第204号

(設置)

第1条 市長は、京丹後市立病院の改革プランの策定並びに点検及び評価に関することについて有識者の意見を聴くため、京丹後市立病院改革プランに係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議は委員8人以内で構成し、京丹後市在住者その他の優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 有識者会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議の会議を進行する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 有識者会議にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、市長の要請に応じて有識者会議の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、市長が招集する。

2 会議は、原則公開とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議の会議に委員及びアドバイザー以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、医療部医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年9月8日から施行する。

(京丹後市立病院改革プラン評価委員会設置要綱の廃止)

2 京丹後市立病院改革プラン評価委員会設置要綱(平成21年京丹後市告示第81号)は、廃止する。